

新旧対照表（ファクシミリサービス利用規定）

改定前	改定後
第2条 利用申込 2. 月額基本料金等 (1) (略) (2) 当行は月額基本料金およびその支払方法を契約者に<u>事前に通知することなく</u>変更する場合があります。また月額基本料金以外の本サービスにかかる諸手数料についても、改定または新設する場合があります。 第4 条 届出事項の変更等 1. 契約者は、本サービス申込書に記載の届出事項の内容に変更がある場合には、代表利用口座のお届出印の印章により記名捺印した当行所定の書面により取引店に直ちに届出るものとします。変更の届出は当行の変更処理が終了した後に有効となります。この届出の前に生じた損害については当行は責任を負いません。 (略) 第5 条 解約等 1. 本サービスは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。なお、解約の届出は当行の解約手続きが終了した後に有効となります。解約手続終了前に生じた損害については当行は責任を負いません。 2. (略) (1)(2) (略)	第2条 利用申込 2. 月額基本料金等 (1) (略) (2) 当行は月額基本料金およびその支払方法を契約者に変更する場合があります。また月額基本料金以外の本サービスにかかる諸手数料についても、改定または新設する場合があります。 第4 条 届出事項の変更等 1. 契約者は、本サービス申込書に記載の届出事項の内容に変更がある場合には、代表利用口座のお届出印の印章により記名捺印した当行所定の書面により取引店に直ちに届出るものとします。変更の届出は当行の変更処理が終了した後に有効となります。この届出の前に<u>当該届出がなされなかったことにより生じた損害については、当行の故意または過失により生じたものでない限り、</u>当行は責任を負いません。 (略) 第5 条 解約等 1. 本サービスは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。なお、解約の届出は当行の解約手続きが終了した後に有効となります。解約手続終了前に生じた損害については、<u>当行の故意または過失により生じたものでない限り、</u>当行は責任を負いません。 2. (略) (1)(2) (略)

改定前	改定後
(3) 住所変更の届出を怠る<u>など契約者の責に帰すべき事由</u>により、当行で契約者の所在が不明になったとき。 (略) 第6条 免責事項 1. 2. (略) 3. システムの更改<u>あるいは、</u>障害時には、本サービスを停止する場合がありますが、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。 4. (略) 5. <u>本サービスに使用する機器が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。</u> (略) 第8条 サービスの廃止 本サービスで実施しているサービスの全部または一部について、<u>当行は契約者に事前に通知することなく廃止することがあります。</u>また、サービス廃止時には、本規定を変更する場合があります。 第10条 通知手段 契約者は、当行からの通知、確認、ご案内等の手段として当行ホームページま	(3) 住所変更<u>等</u>の届出を怠る等により、当行が相当と認める期間、当行で契約者の所在が不明になったとき。 (略) 第6条 免責事項 1. 2. (略) 3. システムの更改<u>あるいは、</u>障害時には、本サービスを停止する場合がありますが、<u>当行が相当の注意をもってシステムの更改、復旧または維持管理を行い若しくは行わせたとき、</u>そのために生じた損害について当行は責任を負いません。 4. (略) 5. <u>契約者は本サービスに使用する契約者自身の機器が正常に稼動する環境について、自ら責任を負うものとします。契約者自身の通信機器が正常に稼動しなかったことにより取引が成立せず、または成立した場合、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。</u> (略) 第8条 サービスの廃止 <u>1か月前の事前の通知をもって</u>本サービスで実施しているサービスの全部または一部について、廃止することが<u>できます。ただし、緊急やむを得ない場合、当項はこの期間を短縮できるものとします。</u>また、サービス廃止時には、本規定を変更する場合があります。 第10条 通知手段 契約者は、当行からの通知、確認、ご案内等の手段として当行ホームページま

改定前	改定後
たは、関連書類送付により通知することに同意するものとします。変更の届出がなかったために、当行からの通知等が到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとして取扱います。この届出の前に生じた損害について当行は責任を負いません。 第15 条 規定の変更 (1) 当行は<u>本規定の内容を、契約者に事前に通知することなく変更できるものとします。</u> (2) <u>変更内容はホームページに掲載するものとします。</u> (3) <u>変更日以降、契約者が新たに本サービスを利用したときは、変更後の規定を承認したものとみなします。</u> <u>なお、当行の任意の変更によって損害が生じたとしても、当行は責任を負いません。</u> 以上	たは、関連書類送付により通知することに同意するものとします。変更の届出がなかったために、当行からの通知等が到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとして取扱います。 この届出の前に、<u>当該届出がなされなかったことにより生じた損害については、当行の故意または過失により生じたものでない限り、</u>当行は責任を負いません。 第15 条 規定の変更 (1) 当行は、<u>法令、経済情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、本規定の変更が必要である場合には、本規定の内容を変更できるものとします。</u> (2) <u>前記(1)の変更は、変更後の本規定の内容ならびに変更後の本規定の効力発生時期を、ホームページその他適切な方法により周知し、その際に定める適用開始日から適用されるものとします</u> (削除) 以上